第43回学会大会開催にあたって

~招致された "2020 年東京オリンピック・パラリンピック" が、東日本大震災の "復旧・ 復興に限りない弾み (momentum) "をつけるムーブメントになることを心から願って~

日本レジャー・レクリエーション学会(JSLRS)

会 長 鈴 木 秀 雄

関東学院大学教授、Ph. D.

丁度、10年前、2003年に第33回学会大会を東北福祉大学で開催していただいた。今回は、東日本大震災(2011年3月11日)が発生し、2年8か月が経過しての東北福祉大学での再度の学会大会(第43回)の開催である。大学当局のご協力をはじめ、本学会理事の小野寺浩三教授の強いリーダーシップを得ての開催となりました。ありがとうございます。心からの感謝とお礼を申し上げます。

さて、昨年、第 42 回学会大会(2012 年、於:上智大学)の"開催にあたって"の巻頭言のお願いでは、『先のロンドンオリンピック・パラリンピックではかつてないほどの"スポーツによる感動"を国民の各層にもたらし、この感動がメダル獲得数の多寡には比例していないことも記し、スポーツの本質的な素晴らしさや意義を学会としても深く議論し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致に向けた学会としての協働を具体化していくこと』もお願いした。

幸いにも 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの招致がかなった今、このムーブメントがスポーツ振興、特にその内容が競技者に対する Athletic Competition (運動競技) のみに特化されることなく、国民の健康も担う Physical Exercise (身体運動) の振興にも役立つものであってほしいし、なかんずく東日本大震災の復旧・復興に大きな役割を明確に果たしていくものでなければならない。

先の招致運動では、国は政府全体あげての大会支援を約束したのであるから、具体化を図る意味からも、くしくも前回の東京オリンピック(第 18 回 ; 1964 年)開催に先駆けて成立した「スポーツ振興法」(1961 年)が、軌を一にするように今回の東京オリンピック・パラリンピック招致活動中である一昨年、一部でなく全部改正され、50 年後の施行となった「スポーツ基本法」(2011 年)の附則第 2 条に「政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁…の設置等…必要な措置を講ずる」ことも既定しているのであるから、可及的速やかにそれらの実現・設置を図ることも強く望まれる。

東日本大震災に対する日々に寄り添う復旧・復興の足どりは、災害発生時の当初の<u>生命</u>維持支援から、 次第に<u>生活支援</u>へ、そして更に<u>人生</u>の再構築へ向けての復興支援の流れにも入ってきており、今、様々 な生活形態の中でそれぞれの復旧と復興が試みられている。この流れからも "QOL"とは、本質的に も単に「生活の質」というのではなく、むしろ時に、「<u>生命</u>の質」であり、「<u>生活</u>の質」であり、さらに 「人生の質」であったり、まさに "3つの「生の質」"であることがこの災害を通しても明らかである。

本学会(JSLRS)第 43 回大会が東北福祉大学を主たる会場として開催され、被災地の地域研究も実施される。災害の復旧・復興の過程においてレジャー・レクリエーションが果たし得る、また担うことができる役割を明確にしながら、現状での被災地におけるレジャー・レクリエーションの取り組みがどのようになっているのかを議論していく学会としての役割を果たすべく、村井嘉浩宮城県知事による貴重なお話を特別講演《演題: 震災から 2 年 8 か月・・・・ 大震災から学んだこと~ 》と題して拝聴できることは学会としても望外の喜びであり、その話を受け学会員一人一人が新たな分野の活動・研究を探り得る機会となることも期待したい。五輪招致の実現に伴いこのムーブメントだけが前面に出され、不可避である東日本大震災の復旧・復興が僅かでも埋没するようなことが絶対にあってはならない。学会としても、個人としても、"偏重のない如上の確かな動き"を注視し続けたいと思う。